

平成 30 年度神奈川県計画に関する 事後評価

令和 4 年 11 月
神奈川県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(令和元年度実施状況)

- ・ 令和元年9月20日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和2年度実施状況)

- ・ 令和2年9月30日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和3年度実施状況)

- ・ 令和3年9月24日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(令和4年度実施状況)

- ・ 令和4年9月26日 神奈川県保健医療計画推進会議において議論

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・ 基金を活用してモデル事業を行うのは適正ではないのではないか。もしやるのであれば、最初に広くモデル事業への参加医療機関を募ってから行うべき。
- ・ 他府県に比べて神奈川県は非常に厳格という印象。もう少し柔軟に事業化を検討すべき。(令和3年9月24日 神奈川県保健医療計画推進会議)
- ・ 基金を活用して、基幹病院の病院再整備事業を実施しているが、現状として公立病院のみを対象となっている。基幹病院の病院再整備事業の位置づけを明確にしてもらい、また民間病院でも活用できるのか整理をしてもらいたい。(令和4年9月26日 神奈川県保健医療計画推進会議)

2. 目標の達成状況

平成30年度神奈川県計画に規定した目標を再掲し、令和3年度終了時における目標の達成状況について記載。

■神奈川県全体

1. 目標

令和7年(2025年)に向けて、各地域における課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活できるよう、以下のとおり目標を設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

神奈川県における回復期病床は、地域医療構想の必要病床数推計において、令和7年(2025年)に向けて約1万6千床不足すると見込まれていることから、地域医療構想の趣旨の普及啓発を図り、不足する病床機能区分への転換や医療機関の連携等を促す必要がある。

| | |
|------------------------|------|
| 目標 | R3 |
| 回復期病床数の増(施策全体での目標) | 600床 |
| (意見交換会・検討会等への参加を経ての転換) | 150床 |
| (相談支援を受けての転換) | 150床 |

② 居宅等における医療の提供に関する目標

神奈川県においては、令和7年(2025年)に向けて、在宅医療等の患者数が大幅に増加(約1.6倍)すると推計されており、在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させることを目指す。

- ・訪問診療を実施している診療所・病院数
1,455(平成27年度) → 2,139(令和5年度)
- ・在宅療養支援診療所・病院数
930(平成29年) → 1,302(令和5年度)
- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数
694(平成27年度) → 1,020(令和5年度)
- ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数
725機関(平成26年度) → 982機関(令和5年度)
- ・薬局における訪問薬剤管理指導又は在宅療養管理指導を受けた者の数(レセプト件数)
301,601(平成27年度) → 352,873(平成30年度)
- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増
2,876人(平成24年度～29年度累計) → 3,416人(平成30年度目標)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等に対して、支援を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度(A) (定員数/施設数) | 平成 30 年度(B) (定員数/施設数) | 増減(B)-(A) (定員数/施設数) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 特別養護老人ホーム | 35,723 床/380 ヶ所 | 36,461 床/386 ヶ所 | 738 床/6 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 638 床/23 ヶ所 | 725 床/26 ヶ所 | 87 床/3 ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 30 人以上) | 1,400 床/18 ヶ所 | 1,350 床/18 ヶ所 | △50 床/- ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 29 人以下) | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設(定員 30 人以上) | 20,025 床/191 ヶ所 | 20,125 床/192 ヶ所 | 100 床/1 ヶ所 |
| 介護老人保健施設(定員 29 人以下) | 147 床/6 ヶ所 | 147 床/6 ヶ所 | -床/- ヶ所 |
| ケアハウス(定員 30 人以上) | 1,310 床/25 ヶ所 | 1,310 床/25 ヶ所 | -床/- ヶ所 |
| ケアハウス(定員 29 人以下) | 191 床/10 ヶ所 | 191 床/10 ヶ所 | -床/- ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 87 ヶ所 | 100 ヶ所 | 13 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 2,080 床/307 ヶ所 | 2,186 床/318 ヶ所 | 106 床/11 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 2,902 人/292 ヶ所 | 2,902 人/292 ヶ所 | -人/- ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 12,508 床/745 ヶ所 | 12,814 床/760 ヶ所 | 306 床/15 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 331 床/45 ヶ所 | 403 床/53 ヶ所 | 72 床/8 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 121 ヶ所 | 121 ヶ所 | - ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 364 ヶ所 | 364 ヶ所 | - ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 | 1 ヶ所 | - ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 29 ヶ所 | 31 ヶ所 | 2 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 653 ヶ所 | 653 ヶ所 | - ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 238 床/61 ヶ所 | 238 床/61 ヶ所 | -床/- ヶ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すためには、医療従事者の確保・養成が重要である。

神奈川県においては、医療従事者数が概ね全国平均を下回っているため、不足する医療従事者の確保・養成や定着促進を図るとともに、医療従事者の負担軽減を図る。

ア 医師の確保

神奈川県の人口 10 万人あたりの医師数は全国平均を下回り、医師不足の状況にあるほか、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労

などの課題を有しており、これらの課題を解決し、地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者）
205.4 人（平成 28 年）→215 人（令和元年度）
- ・ 産科医・産婦人科医師数
772 人（平成 28 年）→ 780 人（平成 30 年度）
- ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができているブロック数
14 ブロック（平成 29 年度）→現状体制の維持

イ 看護職員の確保

神奈川県的人口 10 万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べ低い水準であるため、養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。

- ・ 県内の就業看護職員数
76,223 人（平成 28 年 12 月末）→89,000 人（令和 2 年度）
- ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.5%（平成 29 年度）→91.4%（令和 3 年度）
- ・ 看護職員の離職率
14.1%の維持（令和元年度）
- ・ 無料職業紹介事業での就職者数
595 人（平成 29 年度）→750 人（平成 30 年度）
- ・ 特定分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数
3,932 人（平成 23～29 年度累計）→4,757 人（平成 30 年度までの累計）
- ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
20 人（平成 30 年度）
- ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 153 名（平成 30 年度）
中堅看護職員対象研修受講者 236 名（平成 30 年度）

ウ 歯科関係人材の確保

神奈川県 1 診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。

- ・ 歯科衛生士就業人数
7,619 人（平成 26 年度）→ 10%増加（平成 30 年度目標）
- ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数
歯科衛生士 1,430 人（平成 25～29 年度累計）

- 1,730 人（平成 30 年度までの累計）
- 歯科技工士 200 人（平成 25～29 年度累計）
- 230 人（平成 30 年度までの累計）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

神奈川県においては、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までに、さらなる人材確保対策を講じなければ、県内で約 21,000 人の介護人材が不足する見通しとなっているため、介護人材の量的確保を図ることを目標とする。

あわせて、認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応することができるよう介護職員の資質向上への具体的な方策を講じることで、介護人材の質的確保も図っていく。

2. 計画期間

平成30年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□神奈川県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・地域医療連携の推進を目的としたコンサルティング事業を 1 地域で行った。
- ・回復期＋慢性期 93 床の増（令和 3 年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数および訪問歯科診療を実施している歯科診療所数については、3 年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。
- ・薬局における訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を受けた者の数（レセプト件数）
301,601（平成 27 年度）→356,147
- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増
2,876 人（平成 24 年度～29 年度累計）→3,862 人

③介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 (定員数／施設数) |
|---------------------|-------------------------|
| 特別養護老人ホーム | 36,421 床／385 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 638 床／23 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 1,400 床／18 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 20,229 床／192 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 144 床／6 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 1,310 床／25 ヶ所 |

| | |
|---------------------|-----------------|
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 191 床／10 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 93 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 2,146 床／314 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 2,789 人／282 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 12,978 床／765 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 366 床／50 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 122 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 368 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 31 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 708 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 235 床／59 ヶ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。令和 2 年に公表予定の医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を待って、達成状況を判断する。

イ 看護職員の確保

- ・県内の就業看護職員数
76,223 人（平成 28 年 12 月末）→80,815 人
- ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率
90.5%（平成 29 年度）→92.0%
- ・看護職員の離職率
14.1%の維持（平成 29 年度）→13.4%
- ・無料職業紹介事業での就職者数
595 人（平成 29 年度）→399 人
- ・特定の分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数
3,932 人（平成 23～29 年度累計）→4,712 人
- ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者
28 人
- ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数
新人看護職員対象研修受講者 45 名
中堅看護職員対象研修受講者 27 名

ウ 歯科関係人材の確保

- ・歯科衛生士就業人数
7,619 人（平成 26 年度）→8,642 人

- ・県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数
 歯科衛生士 1,430 人（平成 25～29 年度累計）→ 1,763 人
 歯科技工士 200 人（平成 25～29 年度累計）→ 229 人

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の不足の解消に向けて

- ・介護未経験者への研修や市町村が行う介護に対する普及啓発に対する補助等による参入促進
- ・介護支援専門員の多職種連携を目的とした研修の実施による資質の向上
 （個別の取組みの達成状況は個票参照）

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・地域医療構想の趣旨、回復期への機能転換の必要性等について周知するセミナー等を実施することにより、今後の回復期病床への転換に向けた医療機関の理解促進が図られた。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問看護のニーズに対応できる看護職員や訪問歯科診療を実施する診療所数が着実に増加しており、在宅医療提供体制等の充実に向けた取組みが進んでいる。
- ・研修の実施により、訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成を推進し、目標を達成した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備は一定程度進んだものの、市町村の事業公募に対し、事業者が整備予定地の高齢者人口や立地等を勘案した結果、安定的、継続的な事業運営が困難と判断し応募がなかったケース等もあり、当初予定していた整備量には到達しなかった。

④ 医療従事者の確保に関する目標

ア 医師の確保

- ・現時点では目標の達成状況を確認できない。

イ 看護職員の確保

- ・看護師等養成所への運営費補助や各種修学資金貸付金を通じて、看護師等の養成に取り組むとともに、県ナースセンターで無料職業紹介や復職支援研修を実施した。
- ・県ナースセンターにおいて未就業看護師等の復職支援に取り組んでいるが、同センターを活用した就業者数は、伸び悩んでいる。
- ・無料職業紹介事業での就職者数については、周知・広報の不足等により実績が前年を下回ってしまった。
- ・一方で県内の就業看護職員数が増加するとともに、看護職員の離職率は低下するなど看護職

員の確保は着実に進んでいる。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・未就業歯科衛生士復職支援講習会により、歯科衛生士の長期的なキャリア形成を支援し、復職への意欲の向上を促すことができた。
- ・在宅歯科口腔咽頭吸引実習により、在宅歯科治療及び口腔ケアの実施時に、口腔咽頭吸引を実施することができる歯科衛生士が増加し、要介護高齢者のQOLの向上に寄与した。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・福祉・介護分野での就業希望者に対する仕事に関する理解促進の取組みや就業相談を県内各地で実施することにより、人材の参入促進が図られた。
- ・介護職員のキャリア形成や職場環境等の改善を支援し、福祉・介護現場での職員の意欲ややりがいの向上を促すことができた。
- ・事業実施により介護従事者の確保は一定程度進んでおり、引き続き取組みを進めていく。

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- ・医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

④ 医療従事者の確保に関する目標

イ 看護職員の確保

- ・医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。
- ・中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取組みを引き続き推進する必要がある。
- ・団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。
- ・県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。

- ・無料職業相談事業の周知・広報を強化するなどして目標達成を図りたい。
- ・認知行動療法等を実践できる看護職員養成のための研修会を年度当初から実施することで、養成数の増加を図る。

ウ 歯科関係人材の確保

- ・在宅歯科口腔咽頭吸引実習で獲得した口腔咽頭吸引の手技を現場で活用するためには、実習の中でも実技研修の充実が必要となる。効率的な手技の獲得のために、実技研修の内容を見直す。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- ・介護人材確保促進事業はイベント当日の参加者が1,400人を超え、介護や介護の仕事への理解促進が図られた旨のアンケート結果が得られたため、引き続き効果的に事業を実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横浜圏域（目標と計画期間）

1. 目標

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|----------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 15,538 床 / 149 ヶ所 | 15,838 床 / 151 ヶ所 | 300 床 / 2 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 55 床 / 2 ヶ所 | 55 床 / 2 ヶ所 | - 床 / - ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 30 人以上) | 548 床 / 6 ヶ所 | 498 床 / 6 ヶ所 | △50 床 / - ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 29 人以下) | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設 (定員 30 人以上) | 9,523 床 / 85 ヶ所 | 9,523 床 / 85 ヶ所 | - 床 / - ヶ所 |
| 介護老人保健施設 (定員 29 人以下) | 48 床 / 2 ヶ所 | 48 床 / 2 ヶ所 | - 床 / - ヶ所 |

| | | | |
|---------------------|----------------|----------------|------------|
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 378 床／5 ヶ所 | 378 床／5 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 | 16 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 42 ヶ所 | 45 ヶ所 | 3 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 878 床／132 ヶ所 | 912 床／135 ヶ所 | 34 床／3 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 1,477 人／142 ヶ所 | 1,477 人／142 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 5,302 床／309 ヶ所 | 5,509 床／318 ヶ所 | 207 床／9 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 113 床／15 ヶ所 | 131 床／17 ヶ所 | 18 床／2 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 地域包括支援センター | 140 ヶ所 | 140 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 6 ヶ所 | 6 ヶ所 | -ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 297 ヶ所 | 297 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 18 床／18 ヶ所 | 18 床／18 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□横浜圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|---------------------|-----------------|
| 特別養護老人ホーム | 15,662 床／149 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 55 床／2 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 548 床／6 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 9,501 床／84 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 70 床／3 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 378 床／5 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 45 ヶ所 |

| | |
|------------------|----------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 901 床／134 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 1,420 人／136 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 5,592 床／321 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 116 床／16 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 1 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 141 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし |
| 施設内保育施設 | 8 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 320 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 15 床／15 ヶ所 |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■川崎圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|---------------------|---------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 4,291 床／45 ヶ所 | 4,529 床／47 ヶ所 | 238 床／2 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 250 床／9 ヶ所 | 250 床／9 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 190 床／2 ヶ所 | 190 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 2,281 床／21 ヶ所 | 2,281 床／21 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| ケアハウス（定員 30 人以 | 264 床／3 ヶ所 | 264 床／3 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

| | | | |
|---------------------|----------------|----------------|-----------|
| 上) | | | |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 21 ヶ所 | 27 ヶ所 | 6 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 319 床／45 ヶ所 | 364 床／50 ヶ所 | 45 床／5 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 626 人／65 ヶ所 | 626 人／65 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 2,053 床／122 ヶ所 | 2,053 床／122 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 86 床／12 ヶ所 | 95 床／13 ヶ所 | 9 床／1 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 55 ヶ所 | 55 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 49 ヶ所 | 49 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 76 ヶ所 | 76 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 215 床／16 ヶ所 | 215 床／16 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□川崎圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|---------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 4,523 床／47 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 250 床／9 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 190 床／2 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 2,281 床／21 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 264 床／3 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 対象施設なし |

| | |
|---------------------|--------------|
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 21ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 343床／48ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 585人／61ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 2,170床／127ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 111床／15ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 55ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 49ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし |
| 施設内保育施設 | 2ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 83ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 215床／16ヶ所 |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■相模原圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,127床／37ヶ所 | 3,127床／37ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29床／1ヶ所 | 58床／2ヶ所 | 29床／1ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30人以上） | 80床／1ヶ所 | 80床／1ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30人以上） | 1,231床／13ヶ所 | 1,231床／13ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |

| | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 人以下) | | | |
| ケアハウス (定員 30 人以上) | 122 床 / 4 ヶ所 | 122 床 / 4 ヶ所 | -床 / -ヶ所 |
| ケアハウス (定員 29 人以下) | 96 床 / 5 ヶ所 | 96 床 / 5 ヶ所 | -床 / -ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所 | 5 ヶ所 | 5 ヶ所 | -ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護 事業所 | 156 床 / 27 ヶ所 | 165 床 / 28 ヶ所 | 9 床 / 1 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービス センター | 116 人 / 14 ヶ所 | 116 人 / 14 ヶ所 | -人 / -ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホ ーム | 1,193 床 / 68 ヶ所 | 1,247 床 / 71 ヶ所 | 54 床 / 3 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅 介護事業所 | 9 床 / 1 ヶ所 | 18 床 / 2 ヶ所 | 9 床 / 1 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 対象施設なし | 対象施設なし | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 29 ヶ所 | 29 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 10 ヶ所 | 11 ヶ所 | 1 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 46 ヶ所 | 46 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし | 対象施設なし | |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□相模原圏域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|----------------------|-----------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,127 床 / 37 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 床 / 1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 30 人以上) | 80 床 / 1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 29 人以下) | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設 (定員 30 人以上) | 1,231 床 / 13 ヶ所 |
| 介護老人保健施設 (定員 29 人以下) | 対象施設なし |

| | |
|---------------------|--------------|
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 122 床／4 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 96 床／5 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 175 床／29 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 116 人／14 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 1,229 床／70 所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 9 床／1 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 対象施設なし |
| 地域包括支援センター | 29 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし |
| 施設内保育施設 | 10 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 52 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■横須賀・三浦圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,735 床／39 ヶ所 | 3,735 床／39 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 床／1 ヶ所 | 29 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 152 床／3 ヶ所 | 152 床／3 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

| | | | |
|---------------------|---------------|---------------|-----------|
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,881 床／20 ヶ所 | 1,881 床／20 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 | 16 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 150 床／2 ヶ所 | 150 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 20 床／1 ヶ所 | 20 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 6 ヶ所 | 7 ヶ所 | 1 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 152 床／23 ヶ所 | 152 床／23 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 307 人／31 ヶ所 | 307 人／31 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 1,110 床／76 ヶ所 | 1,128 床／77 ヶ所 | 18 床／1 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 21 床／3 ヶ所 | 30 床／4 ヶ所 | 9 床／1 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 3 ヶ所 | 3 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 | 30 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 | 1 ヶ所 | -ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 7 ヶ所 | 8 ヶ所 | 1 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 53 ヶ所 | 53 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし | 対象施設なし | |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□横須賀・三浦圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|--------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,751 床／39 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 床／1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 152 床／3 ヶ所 |

| | |
|---------------------|---------------|
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,881 床／20 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 150 床／2 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 20 床／1 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 6 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 156 床／24 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 291 人／30 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 1,146 床／78 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 30 床／4 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 3 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 7 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 56 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南東部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 2,194 床／28 ヶ所 | 2,294 床／29 ヶ所 | 100 床／1 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 74 床／3 ヶ所 | 74 床／3 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 30 人以上) | 200 床／2 ヶ所 | 200 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 29 人以 | 対象施設なし | 対象施設なし | |

| | | | |
|---------------------|---------------|---------------|--------|
| 下) | | | |
| 介護老人保健施設(定員 30 人以上) | 1,316 床／13 ヶ所 | 1,316 床／13 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設(定員 29 人以下) | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| ケアハウス (定員 30 人以上) | 80 床／2 ヶ所 | 80 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス (定員 29 人以下) | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 108 床／17 ヶ所 | 108 床／17 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 108 人／11 ヶ所 | 108 人／11 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 849 床／50 ヶ所 | 849 床／50 ヶ所 | 床／-ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 23 床／3 ヶ所 | 23 床／3 ヶ所 | 床／-ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 29 ヶ所 | 29 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 | 30 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 59 ヶ所 | 59 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし | 対象施設なし | |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□湘南東部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|----------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,751 床／39 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 床／1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 30 人以上) | 152 床／3 ヶ所 |
| 養護老人ホーム (定員 29 人以下) | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設 (定員 30 人以上) | 1,881 床／20 ヶ所 |

| | |
|---------------------|---------------|
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 150 床／2 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 20 床／1 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 6 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 156 床／24 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 291 人／30 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 1,146 床／78 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 30 床／4 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 3 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 7 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 56 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和 4 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和 4 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■湘南西部圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|---------------------|---------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 2,194 床／28 ヶ所 | 2,294 床／29 ヶ所 | 100 床／1 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 74 床／3 ヶ所 | 74 床／3 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 30 人以上) | 200 床／2 ヶ所 | 200 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム(定員 29 人以下) | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,316 床／13 ヶ所 | 1,316 床／13 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以 | 対象施設なし | 対象施設なし | |

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------|--------|
| 下) | | | |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 80 床／2 ヶ所 | 80 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 108 床／17 ヶ所 | 108 床／17 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 108 人／11 ヶ所 | 108 人／11 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 849 床／50 ヶ所 | 849 床／50 ヶ所 | 床／-ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 23 床／3 ヶ所 | 23 床／3 ヶ所 | 床／-ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 29 ヶ所 | 29 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 | 30 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 59 ヶ所 | 59 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし | 対象施設なし | |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□湘南西部圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|---------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,751 床／39 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 床／1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 152 床／3 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,881 床／20 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 16 床／1 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 150 床／2 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 20 床／1 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 6 ヶ所 |

| | |
|------------------|---------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 156 床／24 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 291 人／30 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 1,146 床／78 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 30 床／4 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 3 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 30 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 1 ヶ所 |
| 施設内保育施設 | 7 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 56 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県央圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|---------------------|---------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 2,912 床／39 ヶ所 | 3,012 床／40 ヶ所 | 100 床／1 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 58 床／2 ヶ所 | 87 床／3 ヶ所 | 29 床／1 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 110 床／2 ヶ所 | 110 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,576 床／17 ヶ所 | 1,576 床／17 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 29 床／1 ヶ所 | 29 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 60 床／2 ヶ所 | 60 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------|--------|
| ケアハウス(定員 29 人以下) | 30 床／2 ヶ所 | 30 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 3 ヶ所 | 4 ヶ所 | 1 ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 144 床／20 ヶ所 | 144 床／20 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 115 人／12 ヶ所 | 115 人／12 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 684 床／43 ヶ所 | 684 床／43 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 18 床／3 ヶ所 | 18 床／3 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 28 ヶ所 | 28 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 38 ヶ所 | 38 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 2 ヶ所 | 2 ヶ所 | -ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 47 ヶ所 | 47 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 5 床／11 ヶ所 | 5 床／11 ヶ所 | -床／-ヶ所 |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□ 県央圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標
 転換工事費に係る補助を執行した。
- ③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|---------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 3,073 床／41 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 58 床／2 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 110 床／2 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,576 床／17 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 29 床／1 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 60 床／2 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 30 床／2 ヶ所 |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2 ヶ所 |

| | |
|------------------|-------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 101 床／16 ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 98 人／10 ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 849 床／50 ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 23 床／3 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 28 ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 39 ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし |
| 施設内保育施設 | 2 ヶ所 |
| 訪問看護ステーション | 66 ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 5 床／11 ヶ所 |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■県西圏域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

県全体と同様とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

| 区 分 | 平成 29 年度 (A) | 平成 30 年度 (B) | 増減 (B) - (A) |
|---------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム | 1,581 床／17 ヶ所 | 1,581 床／17 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 58 床／2 ヶ所 | 58 床／2 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,078 床／10 ヶ所 | 1,078 床／10 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以 | 対象施設なし | 対象施設なし | |

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------|----------|
| 下) | | | |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 30 床／1 ヶ所 | 30 床／1 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 4 ヶ所 | 4 ヶ所 | -ヶ所 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 100 床／13 ヶ所 | 100 床／13 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 76 人／10 ヶ所 | 76 人／10 ヶ所 | -人／-ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 564 床／33 ヶ所 | 564 床／33 ヶ所 | -床／-ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 19 床／3 ヶ所 | 28 床／4 ヶ所 | 9 床／1 ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 4 ヶ所 | 4 ヶ所 | -ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 22 ヶ所 | 22 ヶ所 | -ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 施設内保育施設 | 対象施設なし | 対象施設なし | |
| 訪問看護ステーション | 28 ヶ所 | 28 ヶ所 | -ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし | 対象施設なし | |

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□ 県西圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

転換工事費に係る補助を執行した。

③ 介護施設等の整備に関する目標

| 区 分 | 平成 30 年度実績 |
|---------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 1,581 床／17 ヶ所 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 58 床／2 ヶ所 |
| 養護老人ホーム（定員 30 人以上） | 対象施設なし |
| 養護老人ホーム（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 介護老人保健施設（定員 30 人以上） | 1,056 床／10 ヶ所 |
| 介護老人保健施設（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| ケアハウス（定員 30 人以上） | 30 床／1 ヶ所 |
| ケアハウス（定員 29 人以下） | 対象施設なし |
| 都市型軽費老人ホーム | 対象施設なし |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5 ヶ所 |

| | |
|------------------|-----------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 94床／12ヶ所 |
| 認知症対応型デイサービスセンター | 85人／12ヶ所 |
| 認知症高齢者グループホーム | 564床／33ヶ所 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 17床／3ヶ所 |
| 介護予防拠点 | 4ヶ所 |
| 地域包括支援センター | 23ヶ所 |
| 生活支援ハウス | 対象施設なし |
| 施設内保育施設 | 対象施設なし |
| 訪問看護ステーション | 30ヶ所 |
| 緊急ショートステイ | 対象施設なし |

2) 見解

県全体と同様

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成30年度神奈川県計画に規定した事業について、令和3終了時における事業の実施状況について記載。

| | | |
|--------------------|--|---------------------------------|
| 事業の区分 | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.1 (医療分)】 病床機能分化・連携推進基盤整備事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 12,705千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | 医療機関、医療関係団体、神奈川県 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和4年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>本県においては、地域医療構想の必要病床数推計において、令和7年(2025年)に向けて、病床全体では約1万床、回復期病床は約1万6千床の不足が推計されている。増加する医療需要に対応するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や県民に対して、地域医療構想の趣旨等についての理解を促す ・構想区域内での病床機能の分化・連携や、病床利用率の向上などのため、医療機関や関係団体の自主的な取組みを促し、限りある医療資源を有効活用できるようにする ・病床機能の転換等に要する費用への支援を行いながら、不足する病床機能への医療機関の自主的な転換を促す ・病院間、病院・診療所間、医療機関・介護保険事業所間等で緊密な連携体制の構築に向けた取組みを推進すること、同時並行で取り組んでいく必要がある。 <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想達成に向けた取組み(勉強会やワーキンググループなど)が開始された構想区域 4構想区域(29年度)→9構想区域(30年度) ・27、28年度基金を活用して整備を行う回復期等の病床数：314床の増(令和3年度) | |
| 事業の内容(当初計画) | <p>ア 医療機関に対するセミナー・相談会の開催や、個別相談等により、地域医療構想の理解促進を図るとともに、医療機関が不足する病床機能への転換を検討する際に相談支援を行い、転換を促す。</p> <p>イ 医療関係団体と連携しながら、構想区域内の病床機能の分化・連携に向けて、医療関係団体や医療機関による会議や検討会等の開催や、その他の自主的な取組みを促すための支援を行う。</p> <p>ウ 高齢化の進展により医療需要が増加する糖尿病、脳卒中などの主要な疾患に関して、患者情報を共有するツールとなる「地域医療連携ク</p> | |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>リティカルパス」の普及・活用を推進し、モデル地域における協議会や、医療機関等への研修会など、かかりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。</p> <p>エ 急性心筋梗塞に関して、症例の登録制度である「神奈川循環器レジストリ」を構築し、患者や疾患の詳細な情報を病院間で集約し分析した結果を共有することにより、医療機関間相互や消防との連携強化や、各医療機関の連携による心臓リハビリテーションの推進などに活用する。これにより、地域の医療機関が連携・役割分担し、急性期における早期の適切な治療の開始、回復期から維持期における再発予防の取組み、再発や増悪を繰り返す患者に対する適切な介入などを、疾患の特徴や患者の状態に応じて行うことで、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。</p> |
| <p>アウトプット指標 （当初の目標値）</p> | <p>ア、イ 医療機関に対する、回復期病床への転換を促すためのセミナー・相談会や個別支援の実施（医療機関向けセミナー・相談会：4回、転換検討に対する相談支援：10医療機関）</p> <p>ウ モデル地域における協議会等の取組みの実施：2地域、全県を対象にした研修会の実施：1回。</p> <p>エ 症例登録に参加する医療機関数：53施設</p> |
| <p>アウトプット指標 （達成値）</p> | <p>地域医療連携の推進を目的としたコンサルティング事業を1地域で行った。</p> |
| <p>事業の有効性・効率性</p> | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>病床機能の分化・連携については、各医療機関の自主的な取組みを促す必要があるため、地域医療構想を広く理解していただく必要がある。そのためには、医療機関向け勉強会・セミナー・相談会等の開催や、実際に機能転換を検討する医療機関に対し、相談支援を行うことは有効である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>セミナーや相談会を開催するにあたり、医療関係団体と共催することで、県内の医療機関に対し効率的に周知を行っており病床機能分化・連携については、病院経営に直結する課題であり、各々の地域で実情も異なることから、中長期的な視点で検討する必要がある。そのため、病床機能分化・連携の普及啓発事業についても継続的に進めていくことが求められている。</p> |

| | |
|-----|--|
| その他 | |
|-----|--|

| | | |
|------------------------|---|----------------------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.5 (医療分)】 在宅歯科医療連携拠点運営事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 95,928 千円 |
| 事業の対象となる医療介護 総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | 神奈川県歯科医師会 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>高齢化の進展により、増加が見込まれる在宅要介護者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅歯科医療に係る提供体制の強化や、医科や介護との連携が必要となる。</p> <p>アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 600 機関（平成28年度）→982 機関（令和5年度）</p> | |
| 事業の内容（当初計画） | <p>休日急患歯科診療所等において、在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、要介護者等の患者の治療機会を確保するために実施する歯科診療に係る経費の一部を補助する。</p> | |
| アウトプット指標 （当初の目標値） | <p>地域連携室と連携する休日急患歯科診療所等における取扱患者数に占める要介護3以上の割合及び歯科麻酔医立会件数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の割合 28.4%（平成27年度）→37.6%（令和2年度） ・歯科麻酔医立会件数の割合 18.5%（平成30年度）→22.0%（令和2年度） | |
| アウトプット指標 （達成値） | <p>平成30年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の割合：33.9%（=295件／869件） ・歯科麻酔医立会件数の割合：21.2%（=184件／869件） <p>令和元年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の割合：30.5%（=256件／838件） ・歯科麻酔医立会件数の割合：12.1%（=101件／838件） <p>令和2年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の割合：28.0%（=216件／771件） ・歯科麻酔医立会件数の割合：14.5%（=112件／771件） | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できた 指標値：670 機関（H30.3）→806 機関（H31.3）→797 機関（R2.3）→ 652 機関（R3.3）</p> <p>（1）事業の有効性 在宅歯科では対応できない歯科診療領域を地域の身近な休日急患歯科診療所等でフォローアップし、また在宅に戻す診療体制の確保</p> | |

| | |
|-----|---|
| | <p>は、在宅歯科診療の担い手の量的確保に資すると考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>当該事業を実施する休日急患歯科診療所等の一部では、診療機能として、「障害者歯科」を併設しており、一般の歯科診療所では有しない高度な治療設備等を備えていることから、当該設備等の有効活用による効率的で質の高い事業の実施が可能。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、全体的な診療件数が減少したことに伴い、アウトプット指標において、要介護度3以上割合が前年度比2.5ポイント減となった。しかし、歯科麻酔医立会件数割合は前年度比2.4ポイント増となっており、在宅歯科治療では対応できない高度な治療のニーズが高まっていることがうかがえる。</p> <p>令和3年度においては、要介護・高齢者歯科診療を実施可能な施設の量的確保が課題となっていることから、施設整備・設備整備に対する補助事業に転換し、県内の要介護・高齢者歯科診療体制の確保を図る。</p> |
| その他 | |

| | | |
|------------------------|--|-----------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.12 (医療分)】 医師等確保体制整備事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 114,501 千円 |
| 事業の対象となる医療 介護総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | ア・ウ 神奈川県、イ 横浜市立大学 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニ ーズ | <p>医師数(医療施設従事医師数)は年々増加しているものの、人口10万人当たり医師数は全国平均を下回っているうえ、二次医療圏、診療科の偏在があり、医師確保の取組が必要である。</p> <p>アウトカム指標：・人口10万人当たり医師数(医療施設従事医師数)205.4人(平成28年)→215人(令和2年12月時点)</p> | |
| 事業の内容(当初計画) | <p>ア 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取り組む医療機関への支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。</p> <p>イ 外国人患者を受け入れる拠点医療機関を補助対象とし、タブレット端末等の重点整備を推進することで「言葉の壁」を解消し、医師等の医療従事者の業務負担の軽減を図る。</p> <p>ウ 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援する。</p> <p>エ 北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度(卒後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除)に基づき、修学資金の貸付を行う。</p> | |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <p>ア 人口10万人当たりの医師数 205.4人(平成28年)→215人(令和2年12月時点)</p> <p>イ タブレット端末等の重点整備により医療従事者の業務負担の軽減が図られた医療機関の数(23機関)</p> <p>ウ 総合診療専門医の養成プログラムの作成と、総合診療専門医の養成総合診療専門医の取得を目指す後期研修医の採用2名</p> <p>エ 修学資金を貸付けた学生数(年間74名)</p> | |
| アウトプット指標 (達成値) | <p>ア 人口10万人当たりの医師数 212.4人(平成30年)</p> <p>イ 医療機関の数 7機関(令和2年度)</p> <p>ウ 後期研修医の採用2名(H30年度1名)</p> <p>エ 年間64名(H30)</p> | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がるとともに、医療機関の勤務環境を改善し、医療スタッフの定着・離職防止や医</p> | |

| | |
|-----|--|
| | <p>療安全の確保にも繋がる。</p> <p>直近の医師・歯科医師・薬剤師調査（平成 30 年）で、前回（平成 26 年）と比べ、人口 10 万人当たりの医師数が 201.7 人→212.4 人と増加がみられた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>個々の医療機関の労務管理分野や医業経営分野に関するさまざまな相談ニーズに対して、医療勤務環境改善支援センターにおいて一体的に対応することができた。また、医師不足及び医師の地域偏在の解消に繋がる支援のあり方について、地域医療支援センター運営委員会で検討してきた。総合診療医育成補助についても、横浜市立大学における事業の自走化を踏まえ、事業終了するなど既存事業見直しも行っている。</p> |
| その他 | |

| | | |
|------------------------|--|-----------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.13 (医療分)】 産科等医師確保対策推進事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 318,823 千円 |
| 事業の対象となる医療介護 総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | ア 分娩取扱施設 イ 日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設 ウ 神奈川県 | |
| 事業の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 産科等を担当する周産期医療に必要な医師が不足し、分娩取扱施設も減少傾向にあることから、安心安全な分娩提供体制の確保を図るための対策が必要である。 | |
| | アウトカム指標：産科医・産婦人科医師数 772 人 (平成 28 年) → 790 人 (令和 2 年 12 月時点) | |
| 事業の内容 (当初計画) | ア 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。 イ 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。 ウ 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度 (卒後 9 年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除) に基づき、修学資金の貸付けを行う。 | |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | ア 産科医師等分娩手当の補助対象施設数 (年間 68 施設) 産科医師等分娩手当の補助対象分娩件数 (年間 26,500 件) イ 産科等後期研修医手当補助の補助対象となる施設 (年間 3 施設) 産科等後期研修医手当補助の対象となる後期研修医数 (年間 15 名) ウ 修学資金を貸付けた学生数 (年間 30 名) | |
| アウトプット指標 (達成値) | ア 65 施設、年間 19,978 件 (H30) イ 2 施設、12 名 (H30) ウ 29 名 (H30) | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった | |
| | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、産科医師の増加が図られるほか、周産期医療体制の質の向上にも繋がる。</p> <p>(2) 事業の効率性 初期研修医等に対し、産科に興味を持つきっかけとなる研修を実施した県内に医学部を有する大学に対し、補助を行ってきたが、大学による事業の自走化 (大学病院に総合診療科を新設) により補助事業の見直し (平成 29 年度で廃止) なども行っている。</p> | |

| | |
|-----|--|
| その他 | |
|-----|--|

| | | |
|--------------------|---|-------------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.15 (医療分)】 看護師等養成支援事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 5,766,857 千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | ア 民間立看護師等養成所等 イ 神奈川県 ウ 県内の病院（産科小児科病棟を設置の施設、中小規模病院（199床以下））、助産所、訪問看護ステーション、老人保健施設及び特別養護老人ホーム エ、オ 神奈川県、神奈川県看護協会、神奈川県助産師会等 カ 新人看護職員研修を実施する病院及び団体等 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <ul style="list-style-type: none"> ・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・看護人材の確保のためには、安定した看護職員の新規養成が求められている。 | |
| | アウトカム指標：県内の就業看護職員数の増 76,223人（平成28年12月末）→78,723人（令和元年度） | |
| 事業の内容（当初計画） | ア 民間立看護師等養成所等に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を補助する。 イ 看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制を整備するとともに実習指導者を育成する。 ウ 看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対し、補助する。 エ 看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。 オ 関係団体が行う看護教育事業を支援し、看護職員の確保及び育成を図る。 カ 新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、病院が実施する研修に対して、必要な経費を補助する 採用が少なく、独自に研修が実施できない病院等の新人看護職員を受入れて研修を実施する病院や団体に対して、必要な経費を補助する。 | |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>アウトプット指標 (当初の目標値)</p> | <p>ア 運営費の補助対象数 400 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 20 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 80 箇所 エ ・看護研修：(准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修、実地指導者研修) 8 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：18 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：18 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院への補助対象数：266 病院 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入病院や団体での研修受講者数：2000 人</p> |
| <p>アウトプット指標 (達成値)</p> | <p>(平成 30 年度実績) ア 運営費の補助対象数 19 施設 イ 看護実践教育アドバイザー派遣施設数 6 施設 ウ 看護実習施設受入拡充箇所数 45 箇所 エ ・看護研修：(准看護師研修、助産師研修、看護管理者研修) 17 回 ・周産期医療従事看護職員資質向上研修：9 回 オ 看護師等養成機関連絡協議会が実施する専任教員研修：7 回 カ ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修実施病院等への補助対象数：134 病院等 ・自施設での研修実施が困難な病院等の新人看護職員で、研修受入病院や団体での研修受講者数：108 人</p> |
| <p>事業の有効性・効率性</p> | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標値： 観察できた→指標値：県内の就業看護職員数の増 76,223 人 (平成 28 年 12 月末) →80,815 人 (4,592 人の増加) (平成 30 年 12 月末) ※平成 30 年度看護職員等業務従事者届</p> <p>(1) 事業の有効性 看護師養成所の運営費や施設整備に補助することにより、安定的に看護師等を養成し、就業看護職員数の増加につなげた。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護師等養成所が、補助金を活用して計画的な事業運営、施設整備等を行うことができ、効率的に教育環境の充実を図ることができた。</p> |
| <p>その他</p> | |

| | | |
|------------------------|--|-----------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.16 (医療分)】 院内保育所支援事業 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 897,677 千円 |
| 事業の対象となる医療介護 総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | 院内保育所を運営する病院等 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>・少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。</p> <p>・看護人材の確保に向けては、離職防止及び再就業支援などに着実に取り組むことが求められている。</p> <p>アウトカム指標： 看護職員の離職率 14.1%の維持（令和元年度）</p> | |
| 事業の内容 (当初計画) | <p>ア 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。</p> <p>イ 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。</p> | |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | <p>・運営費の補助対象数 256 施設</p> <p>・病院内保育施設の新築等整備数 3 施設</p> | |
| アウトプット指標 (達成値) | <p>・運営費の補助対象数 124施設（平成30年度実績）</p> <p>・病院内保育施設の新築等整備数 1 施設（平成30年度実績）</p> | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：2017年度（2018年調査）看護職員（正規雇用看護職員）の離職率 13.4%（公益社団法人日本看護協会調べ）</p> <p>(1) 事業の有効性 院内保育所の運営費を補助することにより、院内保育所の運営を支援し、看護師の離職防止や就職・復職につなげた。</p> <p>(2) 事業の効率性 院内保育所が、補助金を活用して継続的な事業運営を行うことができ、看護師の勤務環境の充実を図ることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------------------|---|-----------------------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【No.19 (医療分)】 看護職員等修学資金貸付金 | 【総事業費 (計画期間の総額)】 188,468 千円 |
| 事業の対象となる医療介護 総合確保区域 | 県全域 | |
| 事業の実施主体 | 神奈川県 | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和3年3月31日 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢化の進展により、急速に拡大する医療ニーズを支えるため、看護人材の確保は喫緊の課題である。 ・ 看護職員・理学療法士等を目指す学生を支援していくことが必要である | |
| | アウトカム指標：借受者県内就業率 90.5% (平成29年度) → 90.8% (平成30年度) | |
| 事業の内容 (当初計画) | 卒業後、県内で看護職員・理学療法士等として従事する意思のある看護職員・理学療法士等養成施設の在校生を対象に修学のための資金の貸し付け、貸し付けに係る管理をする。 | |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 借受者数 255 人 | |
| アウトプット指標 (達成値) | 借受者数 292 人 | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標値： 観察できた → 指標値：借受者県内就職率92.0% (平成30年度) | |
| | (1) 事業の有効性 修学資金借受者は、大部分が県内に就業しており、県内の看護人材等の育成・確保ができた。 (2) 事業の効率性 修学資金を貸与した大多数の学生が県内に就職しており、効率的・効果的な取り組みを行った。 | |
| その他 | | |

| | | | | |
|------------------|--|---------------------|------|------|
| 事業の区分 | 5. 介護従事者の確保に関する事業 | | | |
| 事業名 | 【NO. 24】 介護分野での就労未経験者の就労定着促進事業 | 【総事業費】 60,504 千円 | | |
| 事業の対象となる区域 | 政令指定都市 | | | |
| 事業の実施主体 | 政令指定都市 | | | |
| 事業の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 厚生労働省が、平成 27 年 6 月に公表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）までに、特段の措置を講じなければ県内で約 2 万 5,000 人の介護人材が不足する見通しとなっており、人材の量的確保と質的確保を図っていく必要がある。 | | | |
| | アウトカム指標：介護分野への就労者 年間 182 人 | | | |
| 事業の内容（当初計画） | 介護分野での就労未経験者を対象に、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、就職後、働きながら介護職員初任者研修又は入門的研修を受講する費用等を補助する。 | | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修受講者数 年間 260 人 | | | |
| アウトプット指標（達成値） | 研修修了者数 320 人 | | | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：介護分野への就労者 | | | |
| | | H30 | R 1 | 合計 |
| | 就労者数 | 118人 | 145人 | 263人 |
| | <p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業により、これまで 263 人が介護分野へ就労しており、介護分野への新たな人材の参入に直接的な効果があった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>負担割合を設定することで、経費負担の節減を図るとともに、住民に近い市が実施主体となることで、地域の実情に即した効果的な事業実施が可能となっている。</p> | | | |
| その他 | | | | |

| 事業の区分 | 5. 介護従事者の確保に関する事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---------------------|--|-----|----|------|-------|-------|------|-------|-------|--|-----|----|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 事業名 | 【NO.25 (介護分)】 介護支援専門員多職種連携研修事業 | 【総事業費】 25,186 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の実施主体 | 神奈川県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | <p>高齢者数の増加に伴い、介護サービスの利用者ニーズの更なる多様化・複雑化が予想される中、地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：法定研修受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合の増加 医療との連携に関する項目 43.4% → 47.4% 社会資源に関する項目 29.0% → 33.0%</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の内容（当初計画） | <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な利用者ニーズに対応できる介護支援専門員を育成するため、介護支援専門員業務に特化した研修を実施する。 ・令和元年台風19号で中止となった介護支援専門員実務研修受講試験の再試験を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修受講者数 年間 300 人 再試験受験対象者数 2,585 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アウトプット指標（達成値） | 研修受講者数 332 人 再研修受験対象者数 1,048 人 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1,311 人が欠席） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標： 法定研修受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合 <table border="1" data-bbox="534 1518 1362 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療連携</td> <td>42.5%</td> <td>42.1%</td> </tr> <tr> <td>社会資源</td> <td>21.7%</td> <td>21.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）本事業による研修受講者に対するアンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合</p> <table border="1" data-bbox="534 1809 1362 1957"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療連携</td> <td>59.6%</td> <td>62.1%</td> </tr> <tr> <td>社会資源</td> <td>36.1%</td> <td>25.5%</td> </tr> </tbody> </table> | | | H30 | R1 | 医療連携 | 42.5% | 42.1% | 社会資源 | 21.7% | 21.3% | | H30 | R1 | 医療連携 | 59.6% | 62.1% | 社会資源 | 36.1% | 25.5% |
| | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療連携 | 42.5% | 42.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会資源 | 21.7% | 21.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療連携 | 59.6% | 62.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会資源 | 36.1% | 25.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業による研修受講者に対して、研修修了後1か月後に実施したアンケート結果では、法定研修受講者よりも「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合が高く、本事業については一定の効果が得られたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>法定研修受講者アンケート結果から、介護支援専門員が課特に課題であると感じているテーマに特化した研修の受講機会を確保している。</p> |
| その他 | |